

# 千葉市情報共有システム試行要領

## 1 趣旨

この要領は、情報共有システム（以下「システム」という。）の試行に関し、必要な事項を定める。

## 2 目的

千葉市が発注する公共工事において、受発注者間で、施工に係る情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

## 3 対象工事

千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事。

## 4 対象工事の明示

本要領を適用する工事は、特記仕様書に情報共有システム試行の対象工事であることを明示する。

## 5 準拠する要領等

この試行要領に定められていない事項については、国土交通省の定める「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」及び「千葉市電子納品運用ガイドライン [土木工事編]」（以下「電子納品ガイドライン」という。）を準拠する。

運用にあたって疑義がある場合は、監督員と協議すること。

## 6 情報共有システムの利用について

### (1) 機能要件

ア 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとする。

イ システム提供方法は、ASP (Application Service Provider) 方式とする。

ウ システム使用の際、特別な補助プログラムが不要であること。

エ システムは、千葉市のインターネット利用環境で使用可能であること。

(ア) 仮想化アプリケーション Citrix XenApp

(イ) オペレーティングシステム Windows Server 2012 R2

(ウ) インターネットブラウザ Internet Explorer11 または Chrome

オ 工事帳票は千葉市「土木工事書類作成マニュアル」で定める様式を使用できること。

カ システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。

キ 他の公共団体における使用実績を1年以上有すること

### (2) 事前協議について

「電子納品ガイドライン」の「事前協議チェックシート（工事用）」の代わりに、「様式1 事前協議チェックシート（土木工事用）【情報共有システム活用工事】」を利

用して、使用する情報共有システム、工事帳票に添付する電子データのファイル形式、電子検査の方法について事前協議し決定する。

### (3) 契約

使用するシステムは、受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。またサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

### (4) 費用負担

システムを利用する発注者及び受注者の利用料金は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。※

※「千葉市積算基準(共通編・その1)共通仮設費 技術管理費」参照

### (5) 利用項目と利用対象者

情報共有システムの利用項目と利用対象者を表1に示す。

表1 情報共有システムの利用項目と利用対象者

	システム利用者	発注者				受注者			
		総括監督員	主任監督員	監督員	工事検査員	代表者又は代理人	現場代理人	監理(主任)技術者	専門技術者等
工事帳票の処理 ・ 情報共有	発注関係資料の保存・閲覧	◎	□	■	■	□	□	□	□
	事前打合せ	△	■	■	■	□	■	■	■
	工事帳票の作成・発議・受理・承諾・承認状況の確認	◎	■	■	■	□	■	■	■
	工事帳票の閲覧	◎	□	□	□	□	□	□	□
	電子検査	◎	□	□	□	□	■	■	□
	データの移管	◎	—	■	■	—	—	■	—
日程調整	確認・立会の調整	△	—	■	■	□	—	■	■
	検査日の調整	△	—	■	■	■	—	■	■

### システム利用者

◎「必須項目」：情報共有システムを利用する工事で必ず実施する項目

△「任意項目」：個々の工事において利用を判断して実施する項目

### システムの利用対象者

■「登録・変更・閲覧が可能」：電子データを登録・変更・閲覧が可能

□「閲覧に限り可能」：電子データの閲覧に限り可能

—「対象外」：上記権限がない利用者

## 7 データの電子納品

受注者は、システムで共有した工事帳票（添付資料を含む）については、「電子納品運用ガイドライン」に基づき、電子媒体（CD-ROM等）により監督員へ提出する。

## 8 検査等

### (1) 検査

検査は「電子納品ガイドライン」、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施するほか、「土木工事の電子検査 について（通知）」による。

検査においては、情報共有システムで処理した工事帳票やデジタルカメラで撮影した工事写真は紙に出力せず、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。

(2) 監督員による確認作業

段階確認や現地で監督員の立会が必要な作業については、現行どおり、現場で行う。

(3) 受注者の準備

検査及び事前検査において、受注者は、システムから電子データを移したパソコンを用意し、オフラインでの電子検査を原則とする。

## 9 責任の所在

システムの活用により不具合等が生じた場合は、原則、受注者が責任を負うものとする。

## 10 受注者の調査等への協力

受注者は、本市から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うため、アンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

## 11 情報管理

(1) ID・パスワード

工事情報の漏洩や改ざんなどを防止するため、システム利用者は、ID 及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

(2) 事故報告義務

受注者は、試行に係るデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

(3) システム契約終了後の情報削除

監督員は、受注者のシステム契約終了後、速やかにシステム内の電子データが削除されたことを書面で確認しなければならない。

(4) 情報セキュリティ

受発注者は、千葉県情報セキュリティポリシー、その他情報セキュリティに関する基準、法令等を順守すること

附 則

この要領は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要領は、施行日以降に契約した工事に適用する。

なお、施行日以降であれば既契約工事にも適用するものとする。

## 情報共有システム試行工事に係る特記仕様書

### (対象工事)

第1条 本工事は、情報共有システムの試行対象工事とする。受注者は、工事契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを活用することを原則とする。

### (情報共有システムの選定)

第2条 本工事で使用する情報共有システムは、インターネットにより受発注者が利用可能な、ASP方式とする。

2 受注者は、本工事で使用しようとする情報共有システムを選定し、「様式1 事前協議チェックシート（土木工事用）【情報共有システム活用工事】」により、発注者へ事前協議を行い、承諾を得ること。

3 使用する情報共有システムは、以下に掲げる要件を満たすこと。

(1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとする。

(2) システム使用の際、特別な補助プログラムが不要であること。

(3) システムは、千葉市のインターネット利用環境で使用可能であること。

ア 仮想化アプリケーション Citrix XenApp

イ オペレーティングシステム Windows Server 2012 R2

ウ インターネットブラウザ Internet Explorer11 または Chrome

(4) 工事帳票は、千葉市「土木工事書類作成マニュアル」で定める様式を使用できること。

(5) システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。

(6) 他の公共団体における使用実績を1年以上有すること。

### (情報共有システム利用料等)

第3条 情報共有システムを利用する発注者及び受注者の、登録料及び利用料は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。

2 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

### (情報共有システムで取り交わしを行う書類)

第4条 情報共有システムにより受発注者間で取り交わしを行う書類は、受注者が監督員に提出する工事帳票及び施工中の協議資料等とする。ただし、個人情報等の非公開情報を含む書類、契約書に基づき提出する契約関係書類は取り扱わないものとする。

(電子納品)

第5条 情報共有システムにより取り交わしを行った工事帳票等の電子データについては、「千葉市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき、電子媒体（CD-ROM等）により監督員へ提出する。

(調査等への協力)

第6条 受注者は、情報共有システムの利用に関して、発注者が行う各種の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第7条 その他、本仕様書に定めのない事項は、千葉市情報共有システム試行要領のほか、発注者と受注者双方で協議して定めるものとする。